



住宅省エネラベル適合性評価業務終了のご案内

H29.2.7

日頃より、弊社の住宅省エネラベル適合性評価業務をご利用いただきありがとうございます。

この度、エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく住宅省エネラベルについては、平成29年3月31日をもって廃止されることとなりました。

これに伴い弊社住宅省エネラベル適合性評価業務につきましても、業務終了いたします。

【フラット35】S（金利Aプラン）について

平成29年3月31日までに交付された「住宅省エネラベル」は、4月1日以後も【フラット35】S（金利Aプラン）の要件確認書類として利用可能です。

申請受付最終日 平成29年3月10日（金）午後5時

お願い

業務終了間際は、駆け込みでの申請が予想されます。

上記日程必着の上、図書不備がないようお願いいたします。

また、審査担当者からの質疑には、速やかに対応いただきますようお願いいたします。

注意

3月31日までに適合証が交付に至らなかった場合

受領した物件につきましては、業務規程に従い、交付できない旨の通知書の発行(10条) または取り下げ(11条)を行っていただきます。